

# 小倉駐屯地樹木伐採役務

件名	小倉駐屯地樹木伐採役務	図面番号	1/3
図名	表紙	縮尺	—
陸上自衛隊小倉駐屯地業務隊		令和7年12月5日	

# 特記仕様書

1 件名  
小倉駐屯地樹木伐採役務

2 実施場所  
福岡県北九州市小倉南区北方5丁目1番1号 陸上自衛隊 小倉駐屯地

3 概要  
樹木伐採及び伐採樹木の収集運搬処分

4 一般事項

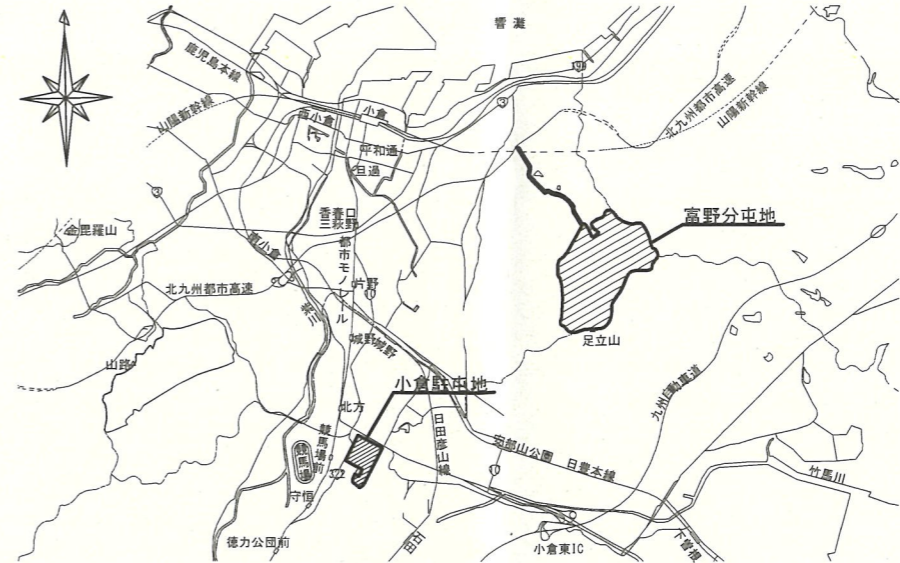
- (1) 本役務は、本仕様書に基づき実施するほか、諸法規を遵守し実施すること。
- (2) 本仕様書及び作業に際し、疑義を生じた場合は、監督官と協議のうえ実施すること。
- (3) 本役務にあたっては、火災予防、安全管理に十分留意すること。
- (4) 請負者は現場の整理整頓、清掃を実施すること。
- (5) 本清掃に際して本仕様書に明記なき事項についても、作業上当然処置すべき事項は請負者の負担で実施すること。
- (6) 本清掃の写真はデジタルカメラを使用し、着手前、作業中、完了時及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に提出すること。ただし電子記憶媒体の提出は不要とし、データは請負者の責任において確実に消去すること。

5 特記事項

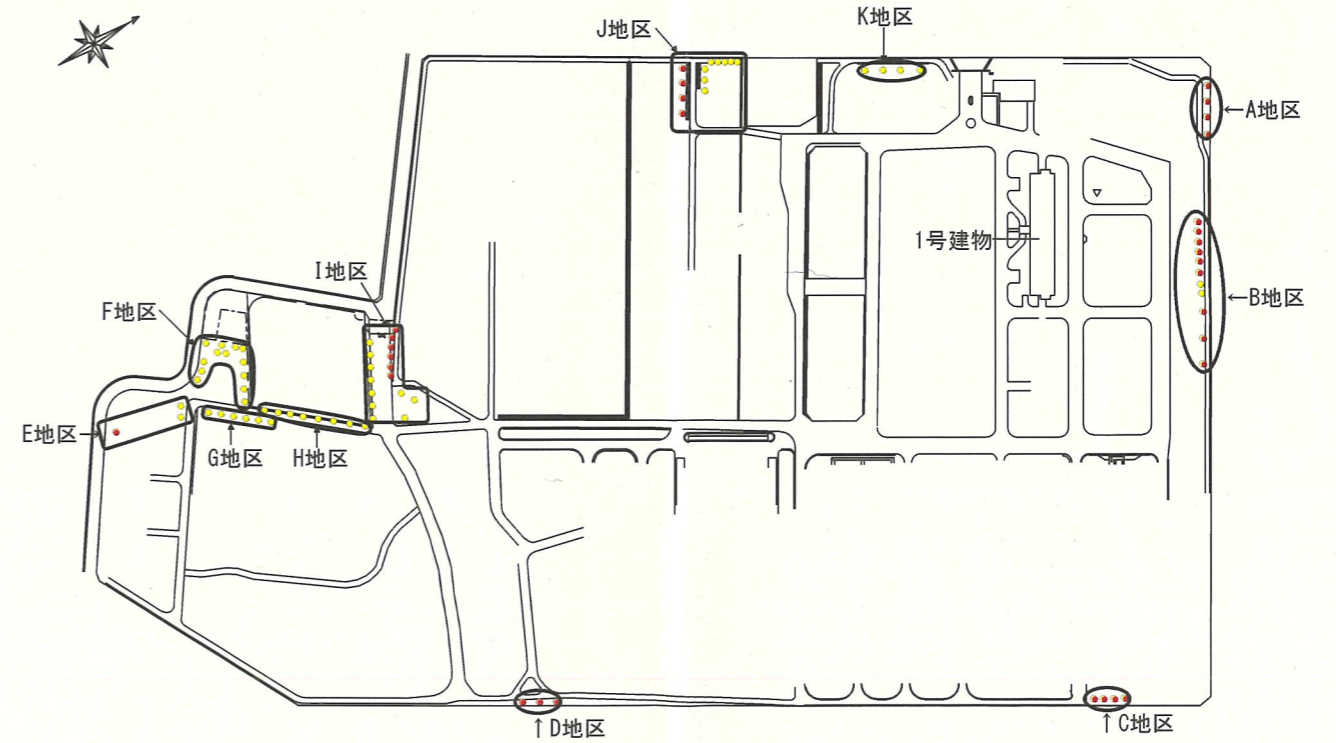
- (1) 数量等 ※細部は樹木伐採配置図を参照すること。

地区番号	樹種	数量
A地区	マツ	4本
B地区	サクラ、カシ、カイツカイブキ等	11本
C地区	カイズカ	4本
D地区	マツ	3本
E地区	ホルトノキ、雑木	3本
F地区	サクラ	13本
G地区	サクラ	6本
H地区	サクラ	8本
I地区	サクラ、クス、カキ、カイツカ	16本
J地区	サクラ、雑木	12本
K地区	サクラ	4本
計		84本

- (2) 本役務の伐採は、作業可能な限り地表近傍で切断すること。
- (3) 作業の際は、木屑(枝・幹)が飛散しないように留意し、飛散した場合は請負者で清掃を実施すること。特に場外に飛散しないように安全管理に留意し、事故防止を図ること。
- (4) 敷地内の警備線及び送電線は取り外し不可能な為、作業の際に破損させないように注意すること。破損させた場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧すること。
- (5) 本役務で伐採した樹木は場外処分とし、請負者の責任において関係法令に基づき、適正に処分すること。また、処分の計量票の写しを監督官に提出すること。  
さらに、伐採樹木は伐採後速やかに場外搬出するものとし、駐屯地内に一時残置する場合は、監督官と協議すること。
- (6) 樹木伐採の際に、近傍の樹木が支障となる場合には、支障木の剪定は可能とする。ただし、事前に監督官と協議すること。また、剪定枝についても伐採樹木と同様に請負者の責任において場外処分すること。
- (7) 入札に参加する場合は、事前に現地確認を実施すること。
- (8) 官側が求める書類の提出をもって完了検査を実施するものとする。



案内図 S=1/X



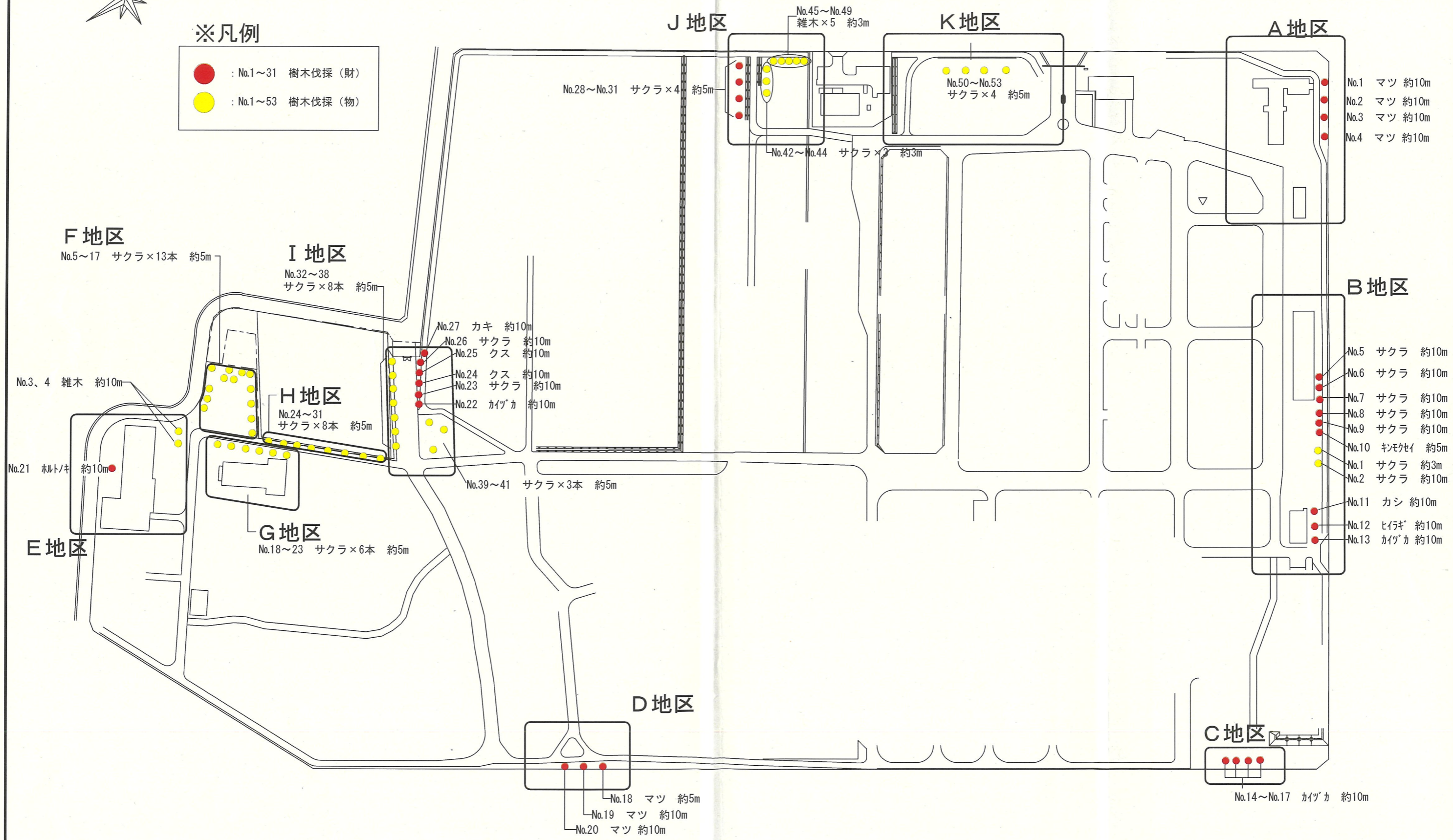
配置図 S=1/X

件名	小倉駐屯地樹木伐採役務	図面番号	2/3
図名	特記仕様書、案内図、配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊小倉駐屯地業務隊		令和7年12月5日	



※凡例

- : No.1~31 樹木伐採 (財)
- : No.1~53 樹木伐採 (物)



件名	小倉駐屯地樹木伐採役務	図面番号	3/3
図名	樹木伐採配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊小倉駐屯地業務隊		令和7年12月5日	